

# 一般社団法人川越市医師会 定款施行規則 選挙施行細則

## 目次

第1章	選挙管理委員会	(第1条～第7条)
第2章	役員を選任	(第8条～第33条)
第3章	会長及び副会長の選定	(第34条～第35条)
第4章	議長及び副議長の選定	(第36条～第37条)
第5章	裁定委員の選任	(第38条)
第6章	埼玉県医師会代議員及び予備代議員の選出	(第39条)
附則		

## 第1章 選挙管理委員会

### (設置)

第1条 役員等の選任の公正を図るため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、役員を選任及びその他の選挙に関する事務について管理する。

2 委員会は、前項の選挙が公正かつ適正に行われ、本会の品位が保持されるよう、選挙の啓蒙に努めるとともに候補者及び関係者を監督指導するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員及び予備委員は、会員の中から理事会の同意を得て会長が任命する。

3 予備委員は、委員が欠けた場合または事故のある場合に、その職務を行う。

4 委員及び予備委員の任期は2年とし、任期の起算は任命された年の4月1日からとする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、任期が満了したときは、新たに委員が任命されるまでの間、なお、在任するものとする。

### (委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会務)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員から委員会の招集の請求があったときは、それを招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決する。

### (役員等兼務の禁止)

第6条 委員及び予備委員は、役員、参与、顧問、裁定委員並びに埼玉県医師会、日本医師会の代議員及び予備代議員を兼務することはできない。

2 委員及び予備委員は、本会の役員選挙及びその他の選挙の候補者若しくは推薦人となることができない。

3 委員及び予備委員は、在職中、本会の役員選挙及びその他の選挙の選挙運動をすることができない。

### (委員会への委任)

第7条 この施行細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 第2章 役員を選任

### (役員選任の細則)

第8条 定款第28条の規定に基づく役員を選任は、本章の定めるところによる。

### (投票権等)

第9条 役員選任の投票については、選任の期日までに引き続き3月以上川越市医師会会員（以下「会員」という。）である者が投票権を有する。

- 2 役員の候補者となろうとする者は、選任の期日までに引き続き1年以上会員でなければならない。
- 3 第1項に定める投票権を有する会員の名簿は、理事会が調整し、選任の期日前5日間医師会館掲示板に掲示して公示しなければならない。
- 4 会員は、前項の名簿について誤りを理事会に指摘し、正すことができる。

(選挙の期日)

- 第10条 役員の選挙は、役員選任後に終了する事業年度のうち、2年以内に終了する最終のものに関する定時社員総会において行うものとする。
- 2 役員が欠けたときに行う補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から60日以内に社員総会で行うものとする。

(選任に関する必要事項の通知)

- 第11条 会長は、役員の選任にあたっては、あらかじめ、選任に関する必要事項についてその要旨を会員に通知しなければならない。

(選挙期日の公示)

- 第12条 役員の選任期日は、選任期日の15日前までに医師会館掲示板に掲示するとともに、会員に通知して公示しなければならない。

(立候補届出)

- 第13条 役員候補者となろうとする者は、その選任期日の10日前までに文書で委員会に届けなければならない。
- 2 前項の届出は、午前10時から午後5時までの間にしなければならない。

(推薦届出)

- 第14条 役員の候補者となろうとする者が他の会員の推薦を受ける場合には、推薦者全員の名前を記載した文書に候補者本人の承諾書を添えて、前条の期間内に委員会に届け出なければならない。この場合において推薦者の数は3名以上20名以内とする。

(役員候補者の議案提出)

- 第15条 前条及び第13条の規定に基づく役員候補者は、理事会がこれを社員総会の議案として提出する。

(立候補届出書等の様式)

- 第16条 立候補届出書、推薦届出書、承諾書、及び候補辞退届書の様式は、委員会が定める。

(候補辞退)

- 第17条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに、文書で委員会に届け出て、その候補者たることを辞することができる。

(候補者一覧表の作成及び公示)

- 第18条 委員会は、立候補届出又は推薦届出の締め切り後、候補者一覧表を作成し、これを選任期日の5日前までに理事会に送付するとともに医師会館掲示板に掲示し公示しなければならない。
- 2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、届出の順による。ただし、同時に届出がされた場合は、委員会が決める。
  - 3 第17条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(投開票立会人)

- 第19条 議長は、会員の中から投開票立会人2名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(開票管理人)

- 第20条 議長は、会員の中から開票に関する事務を担当させるため、開票管理人2名を指名しなければならない。

(選任の方法)

- 第21条 役員の選任は、投票によって行う。

(投票用紙)

- 第22条 投票用紙の様式は、委員会が定める。

(投票の方法)

- 第23条 投票の方法は、所定の投票用紙による無記名投票とする。

(無効投票)

- 第24条 次の投票は、無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの
  - (2) 候補者の賛否が判じ難いもの

(投票の効力)

第25条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開票)

第26条 開票管理人は、投開票立会人立会いのうえ投票箱を開き、まず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

- 2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を委員会に報告しなければならない。

(無投票当選)

第27条 第13条及び第14条の届出のあった者が、その選挙の定数を超えないときには投票を行わず、委員会の報告に基づき、社員総会に諮り当該候補者をもって当選者とする。

(選任当日の補欠の選任)

第28条 候補者が定数に達しないときは、社員総会の意見によって、当該選任の当日においても、補欠の選任を行うことができる。この場合においては、第12条から第14条まで(期間に関する部分の規定)並びに第17条の規定は適用しない。

(当選人の決定)

第29条 役員の選任においては、立候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。

- 2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、委員会がくじで当選人を決める。

(当選人決定の報告等)

第30条 当選人が決定したときは、委員会は、速やかに当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を社員総会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告の後、当選人を川越市医師会館掲示板に掲示して公示しなければならない。

(当選者の辞退)

第31条 当選者は当該選任後5日以内に文書で委員会に届け出て、その当選を辞退することができる。

(繰り上げ当選)

第32条 当選者が前条により当選を辞退したとき、又は選任後90日以内に正当な理由により辞任したときは、委員会は当該選挙の得票数が次点の者を繰り上げ当選者とする。

- 2 次点者の得票数が同数のときは、委員会がくじで当選人を決める。

(役員の任期の起算)

第33条 役員の任期の起算は、その選任が行われた日からとする。

(選任の疑義)

第34条 選任に関する疑義は、委員会において協議し、議長が社員総会に諮って決定する。

### 第3章 会長及び副会長の選定

(会長及び副会長の選任)

第35条 定款第28条第2項に基づく会長及び副会長の選出は、本章の定めるところによる。

(選出の方法)

第36条 社員総会は、会長及び副会長2名を選出する。

- 2 会長及び副会長の選出は、所定の投票用紙による無記名投票とする。ただし、候補者の数がそれぞれの員数を超えないときは、他の方法によることができる。
- 3 前項の場合においては、第24条の規定を準用する。

### 第4章 議長及び副議長の選定

(仮議長)

第37条 社員総会の議長及び副議長がともに欠けたときは、社員総会において、会員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(社員総会の議長及び副議長の選定)

第38条 社員総会の議長及び副議長の選定は、所定の投票用紙による無記名投票とする。ただし候補者

- 2 の数が各1名を超えないときは、他の方法によることができる。  
前項の場合においては、第24条の規定を準用する。

## 第5章 裁定委員の選任

- 第39条 定款第41条の規定に基づく裁定委員の選任については、第2章役員を選任に関する規定を準用する。

## 第6章 埼玉県医師会代議員 及び予備代議員の選出

- 第40条 埼玉県医師会定款第17条に定める代議員及び第18条に定める予備代議員の選挙については、第2章役員を選任に関する規定を準用する。ただし、第9条第1項の規定は適用しない。

## 附則

(施行期日)

- 1 この選挙施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。